

生物多様性保全検討部会設置要綱

(設置)

第1条 生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条の規定に基づく生物多様性地域戦略の策定及び生物多様性保全について必要な検討を行うため、京都市環境審議会規則（以下「規則」という。）第3条に基づき生物多様性保全検討部会（以下「部会」という。）を置く。

(組織)

第2条 部会は、規則第3条第2項及び同条第3項の規定により、次の各号に掲げる者（以下「委員等」という。）で構成する。

- (1) 会長が指名する部会長及び委員
- (2) 市長が委嘱し、又は任命する者

2 委員等は、10人以内とする。

(委員等の任期)

第3条 委員等の任期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1項第1号による部会長及び委員の任期は、指名の日から京都市環境審議会委員の任期満了の日までとする。

(2) 前条第1項第2号により委嘱し、又は任命する者の任期は、委嘱又は任命の日から京都市環境審議会委員の任期満了の日までとする。

2 補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員等は、再任することができる。

(部会長)

第4条 部会長は、部会の会務を掌理し、部会を代表する。

2 部会長は、部会の会議の議長となる。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、環境政策局環境企画部環境管理課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年3月25日から施行する。